

北海道初の伝統的工芸品の指定について

平取町の工芸品「二風谷イタ」、「二風谷アットゥシ」の2品が、3月8日付
けで「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく伝統的工芸品として、
北海道で初めて指定されましたのでお知らせします。

北海道経済産業局のHP

→<http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/20130308/index.htm>

- ・ 指定の品目
「二風谷イタ」、「二風谷アットゥシ」
- ・ 製造事業者
二風谷民芸組合
- ・ 指定告示日
平成25年3月8日

※ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）

〈目的〉

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えると
ともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与する
ことを目的とした法律。

〈指定の要件〉

- ・ 日用品であること
- ・ 手工業的であること
- ・ 伝統的な（100年以上）技術・技法であること
- ・ 伝統的に使用された原材料であること
- ・ 一定の地域で産地形成がなされていること

お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局産業振興課技術支援グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階
TEL 011-204-5336（直通）011-231-4111（内線26-813）
FAX 011-232-2139